

第64回中小企業団体全国大会決議

～組合の絆を活かした地域産業の発展～

我々は、東日本大震災の被災地支援における「絆」に見られるように、震災の復旧・復興の中で組合の力を再認識した。また、各地の「経済や暮らしを支える中小企業」（中小企業憲章）が連携し、地域の基盤をつくり、地域を支え合っていることも明らかになった。全国各地の中小企業は互いに助け合い、被災地の復興をはじめ地域産業の再生、事業の発展・承継に向けて懸命の努力を続けている。

他方、長引くデフレ・超円高、欧州財政金融不安、中国経済の減速、資源価格の高止まり、高コストな電力、社会保障と税負担増等の将来不安による投資意欲や消費の減退等により、我が国経済は縮小の一途を辿るなど中小企業の「絆」の基盤を大きく揺るがす極めて厳しい状況が続いている。

中小企業政策は、ここ10年ほどの間に大きく変容している。平成11年に中小企業基本法が改正され、政策理念が、これまでの「格差是正」から「多様で活力ある中小企業の成長発展」と変化した。平成22年には、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置づける中小企業憲章が制定され、「業種間での連携・共同化を進め」、「海外展開支援」「地域及び社会に貢献できる体制の整備」等が具体的な取組みの柱に加わった。

現在、“ちいさな企業”未来会議の取りまとめを踏まえ、中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会において、中小・小規模企業政策の具体的な制度改革を目指して審議が行われている。先進社会の求める経済的社会的課題、地域コミュニティ、公共ニーズの高まりと地域貢献等に対する取組みとして、組合等連携組織を活用した中小企業の振興が今こそ必須である。

政府及び都道府県は、中小企業が直面する構造変化に円滑にかつ効果的に対応し、地域産業が活力を取り戻せるよう中小企業政策における組合組織の位置づけを強化する必要がある。

【目 次】

I. 地域産業の再生・発展への支援の強化	3
1. デフレ脱却のための総合的な経済対策等の実施	3
2. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充	8
3. 事業承継の円滑化等中小企業関係税制の拡充	12
4. 社会保障制度の見直し	18
5. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進	20
6. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化	26
7. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充	30
8. 中小流通業・サービス業振興対策の強化	33
II. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化	35
1. 被災中小企業・組合等の復旧の継続支援の拡充	35
2. 原発事故の早期収束	38
III. 組合等連携組織対策の強化	40
1. 組合組織の位置づけの強化	40
2. 中央会の組合等連携組織対策予算の拡充	41

I. 地域産業の再生・発展への支援の強化

1. デフレ脱却のための総合的な経済対策等の実施

【要望事項】

1. 「日本再生戦略」を迅速に実行すること。特に、環境・エネルギー、健康、食・農林漁業等の成長分野について、中小企業が真に中心的な担い手となるよう、地域産業の再生・発展に向けた次の取組みの迅速な実施とフォローアップを着実にを行うこと。
 - (1) 中小企業における再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入と技術開発を合わせ推進していくとともに、電力供給網を早急に整備すること。
 - (2) 医療・福祉と食・農林水産業の振興を地域雇用政策と一体的に推進し、地域の産業基盤の再生を図るための投資を促進すること。
 - (3) ロボット、航空機産業等高度な加工能力を保持するサポーティングインダストリーに対して、新技術・新製品等の開発、用途開発、販路開拓、人材の育成、技術・技能の伝承等のための支援策を一層強化・拡充すること。
2. デフレ脱却に向けて、また行き過ぎた円高是正に向けて、日本銀行による強力な金融緩和を継続するなどあらゆる措置を講じるとともに、次の「経済対策」を柔軟かつ機動的に実施すること。
 - (1) 防災・減災等に向けた社会資本を整備するための公共投資を行い、災害に強い地域づくりを通じて内需を拡大すること。
 - (2) 海外進出した企業の利益が国内に環流され、地域産業の強化と再生につながるような海外展開への支援を推進すること。
 - (3) クラウド・コンピューティングの活用をはじめ中小企業のIT化を強力に支援すること。
 - (4) 地域資源等を活用した観光業を更に振興すること。
 - (5) 若者や女性等の創業・事業承継・第二創業等を推進し、地域の雇用を創出すること。
3. 原子力発電の安全性の確保と地元住民の理解を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については再稼働に取り組み、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。

また、発電事業への新規参入等を推進し電気料金の抑制を図るとともに中小企業による発電、省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等に対する投資促進策、効果的なピークカット対策を大幅に強化すること。

さらに、政府のエネルギー・環境会議において決定された「革新的エネルギー

一・環境戦略」における原発ゼロの場合の様々な課題についての具体的な解決の道筋を明確に示すこと。

4. 中小企業の成長・発展につながる形でのTPP交渉を行うこと。また、農林畜産業をはじめ、TPPにより悪影響の生じる恐れがある業種・分野に対する振興施策、特に、各地域の農商工連携等に対する支援を拡充強化すること。

【背景・理由】

1. 「日本再生戦略」の迅速な実行

原子力発電所の事故をきっかけに、我が国におけるエネルギー供給体制の脆弱性が明らかとなった。高齢化と人口減少下において、国内産業を成長させていくためには、需要と市場を一体化した地域産業の再生を図る戦略の実行が必要である。

政府は、平成24年7月31日に「日本再生戦略」を閣議決定した。エネルギー、医療・福祉及び食・農林漁業等に係るプロジェクトの担い手として位置づけられた中小企業に対して、十分な予算措置と迅速な具体策の実行を図り、着実に政策目標を達成する必要がある。

(1) エネルギー・環境関連産業の振興

火力発電用燃料の輸入急増等により、我が国の貿易収支は大幅な赤字となっている。資源を海外からの輸入に頼る我が国では、電力需給の逼迫が当面続くことが予想される。このような中、脱原発依存を目指すために、洋上風力・小水力・地熱・バイオマスなど地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を技術開発とともに大胆に推進していく必要がある。その際、地域の大多数の雇用を担う中小企業が主役となれるよう、高齢社会に適した超小型電気自動車、燃料電池車及び水素燃料車のカーシェアリングと充電・水素供給サービスの提供、間伐材を再利用した製材工場等へのバイオマス発電の設置など地域活性化となるよう支援を強化すべきである。

また、ソーラー発電団地を計画した企業が、送電網の能力不足により事業化を断念した事例が発生していることから、再生可能エネルギーの投入・活用を進めるためには、送電網の整備は不可欠・急務である。

(2) 医療・健康関連産業等の振興

少子高齢社会において、地域の多様なニーズに対応したきめ細かな医療・介護・健康関連サービスの創出が期待されている。機動性に優れた中小企業が、医療・福祉、日本の食文化、農林水産業の分野の推進役となるよう、多

様な医療機器・福祉機器等の医工連携、ITの利活用、食の安全・安心に対応する設備改善、農林漁業と商工・観光業を組み合わせた6次産業に対する支援を一層強化する必要がある。

また、日本食の無形文化遺産登録化、温泉湯治や森林浴観光ガイドなど地域に付加価値が付与されるよう推進していく必要がある。

(3) ものづくり支援の強化

中小企業のものづくり技術は我が国におけるものづくり基盤を支えてきたが、円高等による海外現地生産の拡大、新興工業国の追い上げ等により企業体力は著しく消耗し、極めて厳しい経営状況に直面している。そこで、新技術・新製品等の開発、販路開拓、人材の養成、ものづくりマイスター等技術・技能継承の指導者とする技能継承支援を更に拡充強化し、生活支援ロボットなど日本の優れたものづくり産業による雇用創出を図る必要がある。

2. デフレ脱却のための総合的な経済対策の早期実行

行き過ぎた円高を是正するため、政府・日銀は、国内外で政策協調を更に推進し、あらゆる手段を迅速かつ強固に講じ、円相場を日本の実態経済に合った水準に戻す必要がある。

また、内需拡大を図るため、地域産業の発展を柱とする「経済対策」を実施する必要がある。特に、次の対策を早期に実施するべきである。

(1) 防災・減災等に向けた社会資本の整備

道路、陸橋、港湾等をはじめ防災・減災インフラの整備が遅れている。大震災の教訓を活かし、次世代に安全・安心な生活を提供するために、住宅、道路、陸橋等の耐震化、次世代送電網の構築、住宅のエコ化リフォーム、情報通信インフラなどへの国内投資を促進する必要がある。

(2) 海外展開と国内産業の一体的推進

海外展開に成功している中小企業は、国内においても成長している企業が多い。少子高齢社会、安価な海外製品の流入等で国内市場は縮小しているが、海外市場においては、熊野筆、南部鉄器、今治タオルなど日本文化に裏打ちされた高品質な製品を望む声も多い。産地組合等の組合青年部・女性部など若者や女性の視点を活かして実施する海外市場展開活動（日本の文化的側面を重視した展示会の開催等）の支援や知的財産政策を強化するべきである。また、中小企業の優れた技術が海外で使用され、有償で使用許諾するなどを通じて知財収入を得るようになっていくことは、海外展開と国内産業の一体的推進になると期待される。

さらに、海外展開を希望する中小企業の発掘を推進するとともに、海外展開に意欲ある中小企業が、国内拠点の機能維持、配当等の国内への利益

還元、知財管理等法制度への対応、レンタル工場団地への集団進出など実情に応じた十分な準備ができるよう可能性調査（F/S）事業を拡充・強化する必要がある。

（３）IT化支援

ITは中小企業の生産性向上や経営の高度化を図るために有効であるが、その利活用において中小企業と大企業との格差は拡大している。中小企業のIT化を促進するためには、クラウド・コンピューティングの活用をはじめ、ハード（情報機器導入資金補助等）とソフト（情報システム担当者等人材育成やシステム開発支援等）の両面にわたって強力に支援する必要がある。

（４）地域資源等を活用した観光振興

経済成長するアジア等海外からの長期滞在型観光客の拡大等により国内観光業の振興を推進する必要がある。また、地域中小企業のアイデアとネットワークを活かした宿泊・食事をセットにした観光やニューツーリズム（エコ、スポーツ、医療と連携した観光等）など地域資源を活かした地域の観光の高付加価値化、ブランド化につながる観光業を推進するべきである。

なお、集中豪雨等の大きな被害があった観光・温泉地への観光客誘致を積極的に推進するとともに、海外において日本に対する情報が不足していることから国外に向けて日本に対する理解を促すための総合的な情報発信を一層強化するべきである。

（５）創業・事業承継・第二創業等の支援

地域の雇用の確保、後継者の育成を図っていくためには、創業・起業、後継者による第二創業・事業転換、中小企業の事業引継ぎや事業再生等に関してきめ細かく相談に応じられるよう、様々な段階に応じた経営面の支援を強化する必要がある。

また、創業・事業承継等に関する財政、金融（第三者保証人の免責等を含む）、税制、人材育成等の多面的な支援措置、企業組合（元看護師による介護サービス）など地域ニーズに応える若者・女性等の協働による創業支援、コンサルティング業務など中小企業の経営力の強化を図る支援を拡充するべきである。とりわけ、商店街等の新陳代謝を強力に推進するため、営業譲渡、廃業により生じた不動産や売掛債権等の買取り、合併・集約化に係る移設費用等に対する助成措置、自治体等との連携による企業組合や協業組合の設立促進及び新たな経営知識・情報提供などハード・ソフト両面による総合的な支援策を図るべきである。

3. 電気料金の抑制と電力の安定供給の実現等

デフレ経済の環境下での電気料金の大幅な値上げは、中小企業の経営コスト

を大幅に押し上げるだけでなく、価格転嫁が容易でない中小企業の収益を大きく悪化させ、地域の雇用をはじめ日本経済全体に大きな影響を及ぼしている。とりわけ、中小製造業の電力購入費は、原材料コストに占める割合が総じて高く、全産業平均で見ると大企業製造業の1.4倍程度ある。

加えて、今後の電力供給見通しは、深刻なエネルギー制約の下、コストの高い火力発電所に大きく依存せざるを得ず、高い電力料金とこの先の不確実な電力供給見通しの間で、中小企業の事業活動は縮小の傾向にある。

我が国は、国内産業の空洞化のまさしく瀬戸際にあり、電力の適正価格と安定供給の確保がなければ、自家発電や省エネ設備投資に余力のない大部分の中小企業は、更に疲弊し、廃業の増加が大いに懸念される。

政府は、原子力発電の再稼働の判断基準を厳格に運用し、徹底した安全性の確保を行うとともに、地元住民の理解と納得を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については、再稼働に取り組み、電力の料金抑制と安定供給の確保を実現すべきである。

また、脱原発依存に向けて火力発電所への比重を過度に高めていくことは、電気料金のさらなる上昇、工場の閉鎖・海外移転等の国内産業の空洞化をもたらすことから、政府は、発電事業への新規参入を推進するなど中小企業への影響緩和に向けた具体的措置を実施すべきである。さらに、我が国の資源エネルギー政策のあるべき姿を見据え、地熱・太陽光・風力・バイオマス等の新たなエネルギーに係る研究を行い、技術開発を図り、中小企業が発電、省エネ機器・節電機器、リサイクル設備等を安価に導入できるよう支援を大胆に拡充し、再生可能エネルギーの実現可能性への進路を明確に示す必要がある。

さらに、「革新的エネルギー・環境戦略」では、核燃料サイクル政策について、何らかの変更をしたものではないとしているが、特に原発ゼロを目指す中で核燃料サイクルを継続できるのか、プルトニウム利用をどのように推進していくのか、さらには原発ゼロを目指しながら原発を再稼働することに立地地域の理解をどのように得ていくのか、などの点について、今後、政府において明確な方針を示す必要がある。

4. TPP交渉への参加

TPP交渉に当たっては、地域中小企業に悪影響を及ぼすことなく、中小企業の成長・発展につながる形でのTPP交渉を行う必要がある。海外取引に関しては、日本の契約ルールが活用されるよう、アジア市場における取引ルールの共通化に向けた契約法制を整備すべきである。

また、TPPにより悪影響の生じる恐れがある農林畜産業には十分に配慮する必要がある。

2. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

【要望事項】

1. 万全な資金繰り対策の継続

- (1) 中小企業のニーズに合った各種金融支援策を継続・拡充させること。
特に、震災復興関係の中小企業金融支援策については引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 中小企業金融円滑化法の期限到来に向けて、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮させる等出口戦略を十分講じること。
- (3) セーフティネット保証の認定要件の拡大、取扱期限を延長すること。
- (4) セーフティネット貸付の取扱期限を延長すること。

2. 中小企業金融機能の拡充

- (1) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。
- (2) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者について、貸付時に共済金額の10分の1を控除することになる等の貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (3) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層、普及・推進すること。
- (4) 高度化融資制度のB方式の対象拡大等高度化事業の充実強化を図ること。
- (5) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (6) ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。
- (7) 地方自治体と金融機関が連携し金融政策を推進すること。

【背景・理由】

1. 資金繰り対策の継続

(1) 各種中小支援策の継続・拡充

円高の進行、原料価格の高騰、電力料金の値上げ等から景気の先行きが不透明な状況が続いている中で、震災復興関連の他、長引く円高により喫緊の課題となっている空洞化対策やエネルギー関連対策、環境関連対策、海外展開関連対策等、各種支援策が講じられている。中小企業の多様なニーズに応

え、資金繰りに支障を来たすことがないように、既存の支援策をより一層拡充するとともに、新たな支援策を打ち出し万全の措置を講じる必要がある。特に、震災の復旧・復興に向けた資金需要に適切に対応するため、震災復興関係の中小企業金融支援策については引き続き万全の措置を講じる必要がある。

(2) 中小企業金融円滑化法の出口戦略

中小企業金融円滑化法が平成25年3月に期限を迎えるに当たり、中小企業が苦境に陥ることのないよう、金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮が求められており、これらが着実に実行されるようフォローを徹底する必要がある。また、期限到来に伴う混乱を避けるため中小企業再生ファンド及び信用保証の拡充、新たな支援制度の創設等資金繰り対策については万全を期す必要がある。

8月30日に中小企業経営力強化支援法が施行されたが、認定経営革新等支援機関による経営支援とセットとなった低利融資制度や緊急保証制度の創設及びセーフティネット融資の拡充など資金繰り対策の強化・拡充を図り、十分なセーフティネット対策を講じる必要がある。

(3) セーフティネット保証の要件拡充、期限延長

保証協会のセーフティネット保証は、中小企業をサポートするための政策の柱として最も重要なものの一つである。情勢に応じ要件の拡充（保証枠及び無担保保証枠、融資枠、対象業種の拡大）、更には保証料率や貸付金利の引下げ、取扱いの期限延長を行うなど平成25年度においても安定的な資金繰り対策を講じること。特に、被災地域に対しては、要件の拡充等特段の配慮を行う必要がある。

また、信用保証協会が今後とも中小企業金融の最後の拠り所としてその十全な機能を発揮するために、信用保証協会等の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金の確保が必要である。

(4) セーフティネット貸付の取扱期限延長

景気が持続的かつ安定的な状況が確認できるまでは、震災特別貸付と同様、公的金融機関が取り扱っている「セーフティネット貸付」についても取扱期限の延長が必要である。

2. 中小企業金融機能の拡充

(1) 公的金融機関等の機能の維持・強化

中小企業の経営環境は依然厳しい状況が続いている中、商工中金が中小企業に対する危機対応業務を担う指定金融機関としてその果たす役割はますます重要になってきている。商工中金は、中小企業団体及びその構成員

の金融円滑化を目的とした金融機関であり、組織金融の担い手としてその役割や公的金融機関としての機能が引き続き発揮できるよう十分な措置を講じる必要がある。

また、日本政策金融公庫は、中小企業金融にかかわる公的金融機関として、資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置を講じるとともに、引き続き政策金融及びセーフティネット面で重要な役割を果たせるよう機能を維持・強化する必要がある。

(2) 倒産防止共済の貸付制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度の貸付を受けた際に、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する。10%分の消滅は、現在の金利情勢と大幅に乖離している。加入者の負担を軽減する観点から、見直す必要がある。

(3) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

流動資産担保融資保証制度（ABL）、売掛債権担保融資等、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資形態が構築されてきている。この普及を図るために、民法改正による譲渡禁止特約制度の見直しや「資本金」の積極的な活用、電子記録債権の活用等により更なる普及・推進に向けた取組みを行う必要がある。

また、第三者保証についても、金融庁が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を発表し、その中で原則求めることはしないと明記しているが、未だ抜本的な見直しに至っていない。特に、起業や事業再生に取り組む中小企業者に対する金融制度の一層の充実が望まれる。

(4) 高度化融資制度のB方式の対象拡大等高度化事業の充実強化

中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度については、これまでの中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割は極めて大きい。高度化事業は、中小製造業・商店街・市場等の立地環境の整備、事業の共同化、集団化・集約化による震災等の復旧・復興に活用できる有効な制度としてニーズがあることから、事業の充実・強化を図る必要がある。本事業は、中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって資金面から支援する制度であるが、都道府県の貸付が困難な場合が多いことから、B方式の対象事業の拡大、手続き面の簡素化、条件面の弾力的な運用が必要である。

(5) 信用組合に対する支援強化

信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、中小企業政策金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱いの要件緩和、

拡大措置を講じる必要がある。また、監督官庁が行う検査業務については、中小企業や信用組合の特性や実態等を十分踏まえて実施する必要がある。

(6) ゆうちょ銀行のあり方に係る十分な配慮と必要な措置

改正郵政民営化法が平成24年4月27日に成立した。実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや貸出業務への進出等業務範囲の拡大は民業圧迫であり、地域金融において競合関係にある信用組合をはじめとする地域金融機関にとって大きな脅威となる。ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じる必要がある。とりわけ、被災地の信用組合については、特段の配慮と十分な支援を行う必要がある。

(7) 地方自治体と金融機関の連携

親企業が海外に生産拠点を移したため、国内に残された下請製造業者は多大な影響を受けている。地方が活性化するためには、地方自治体と金融機関がしっかり連携を取り中小企業を支える金融政策をとる必要がある。

3. 事業承継の円滑化等中小企業関係税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の創業と成長を促進する税制支援の強化
 - (1) 中小企業の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、適用所得金額を大幅に引き上げること。
 - (2) 法人税法上の中小法人の定義を資本金3億円以下とすること。
 - (3) 中小商業・サービス業の店舗改装、陳列等付属設備、器具・備品の導入等を促進する新たな特例措置を創設すること。
 - (4) 創業時に負担となる登録免許税及び印紙税を免除すること。
 - (5) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除上限の引上げなど中小企業の研究開発促進税制を強化すること。
 - (6) 中小企業の交際費について、現行の損金算入限度額の制限を廃止し、全額損金算入を認めること。
 - (7) 省エネルギー・再生可能エネルギーへの取組みを促進する税制を強化すること。
 - (8) 中小企業が海外展開する際の税制措置を講じること。
2. 絆を深める組合を支援する税制の強化
 - (1) 企業組合、協業組合も含めて、中小企業組合の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用所得金額を撤廃すること。
 - (2) 個人の創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けて、設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
 - (3) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
 - (4) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。
 - (5) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の特例措置を延長すること。
 - (6) 共済協同組合が行う地震火災費用見舞金を地震保険と同様に保険料控除の対象とすること。
 - (7) 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長すること等通達規定を見直すこと。
 - (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
3. 中小企業の事業基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 事業承継税制が中小企業に広く活用されるよう、役員の退任及び雇用維持の要件緩和や親族以外への事業承継に係る株式譲渡所得及び贈与税の軽減措置等の拡充を行うこと。また、事業承継を妨げることになる相続税率の引上げは行わないこと。
- (2) 小規模会社が所有する事業用土地の評価額の80%相当額を課税価格から減額する特例措置を図ること。
- (3) 印紙税を廃止すること。
- (4) 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例で取得した少額償却資産の固定資産税を免除すること。
- (5) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する免税措置について恒久化を図ること。
- (6) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前3年程度に拡充するとともに、欠損金の繰越控除期間を無期限化すること。
- (7) 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
- (8) 企業再生の円滑化を図るための税制措置を拡充すること。
- (9) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (10) 個人事業主に対する所得税を軽減すること。
- (11) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (12) 利子税、延滞税の利率の引下げ等の軽減措置を図ること。
- (13) 地域の産業再生に取り組む中央会等に対して寄附金制度の措置を講じること。

4. 消費税の引上げへの対応

- (1) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう、転嫁状況に関する監視・検査体制の強化、価格転嫁カルテルの容認、業種別価格転嫁ガイドラインの作成支援など万全な転嫁対策を講じること。価格表示については、現行の取引に混乱を招かないよう運用するとともに小売業者等からの意見を踏まえて一層の弾力的な対応を行うこと。
- (2) ガソリン税等の個別間接税との二重課税を排除すること。
- (3) 消費税の申告期限の延長を認めること。

【背景・理由】

1. 中小企業の創業と成長を促進する税制支援の強化

- (1) 中小企業の法人税の軽減税率を国際的な水準である11%以下に引き下げ、さらに適用所得金額を大幅に引き上げることによって、中小企業の経

営基盤を強化し、競争力の向上を図る必要がある。

- (2) 中小企業支援策の効果を上げ、特に地域経済を支える中堅企業の成長を後押しするために、法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に合わせて、資本金3億円以下とする必要がある。
- (3) 商業、サービス事業者の店舗改装や看板、広告等の最新の設備機器の導入を推進することによって、商業、サービス業の活性化を図る必要がある。
- (4) 若者や女性などの創業を促進するために、登録免許税及び印紙税を免除し、会社設立手続き費用を減免する必要がある。
- (5) グローバルな競争が激化する中、中小企業の技術開発、研究開発を促進するため、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の控除限度額を引き上げる(20%→30%)など研究開発促進税制を強化する必要がある。
- (6) 中小法人の交際費については、費用的性格が高く、また個人事業者とのバランス、さらに国内消費の拡大を図るため全額損金算入を認めるべきである。
- (7) 平成24年7月1日より開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を推進するため、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)に係る即時償却制度の対象設備の拡大と適用期限の延長、省エネルギー・再生可能エネルギーに係る研究開発、発電設備等への投資に対して大胆な促進支援税制を創設する必要がある。
- (8) 人口減少に伴う国内市場の縮小に対応するため、中小企業が海外市場を開拓することにより、内外需一体的となった成長と雇用に繋げていくことが必要である。そのため、海外市場の販路開拓に係る費用等の税額控除措置の創設などの税制措置が講じる必要がある。

2. 絆を深める組合を支援する税制の強化

- (1) 中小企業組合の負担を軽減して経営基盤の安定化、組合員の負担軽減を図り、課題解決等に向けた新たな事業を活発化させるため、軽減税率を引き下げる必要がある。

また、企業組合、協業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業の事業の改善・合理化を図るための組織であるにもかかわらず、株式会社等と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合等と同様の軽減税率を適用する必要がある。企業組合に類する農事組合法人、漁業生産組合及び生産森林組合は、法人税法上は「協同組合等」として取り扱われており、公平性を欠いていることから、早急に取り扱いを平等にすべきである。

- (2) 地域住民が企業組合を利用して環境や生活に関する課題解決に向けた様々な事業に取り組むなど地域経済の活性化と地域住民の自己実現に貢献

している事例が増えている。これら取組みを推進し、地域における「ちいさな企業」の起業と雇用創出を促進するために、企業組合に対して、設立後5年間法人税を免除するなどのインセンティブとなる税制措置を講じる必要がある。

- (3) これまで中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化を図る役割を果たしてきた団地組合の役割・機能を維持するため、組合員の倒産等に伴う不動産の一時的な取得に対して、応急的な措置として減免措置を講じるべきである。
- (4) 地方税である法人道府県民税、市町村民税の均等割においては、会社と中小企業組合との区分がなく、出資金を外形基準として課税されているが、中小企業組合の新たな事業を推進を図る観点から、組合の法人税率の軽減税率を適用することが必要である。
- (5) 火災共済協同組合等が各事業年度において異常災害損失の補てんに充てるために積み立てる異常危険準備金は、健全な共済制度の維持・運営に不可欠であるので延長する必要がある。
- (6) 損害保険料控除制度が廃止され地震保険料控除制度が創設されたが、地震に対する補償は地震保険に限ることなく、規模の大きい地震火災費用見舞金を給付する火災共済の場合についても同様に対象とする必要がある。
- (7) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定は、法人税基本通達2-1-39のただし書きにより、所轄税務署長の確認を受けることで3年を期限に商品と引替えをした年度の収益とすることも認められているが、商品券を取り扱う中小企業の実態を十分踏まえ、商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長するなど法人税基本通達に定めた規定を見直し、発行中小企業の経営基盤の安定化を図る必要がある。
- (8) 高度化資金の返済及び高度化資金で建設した共同施設の修理費等に対して十分な備えをするため、組合が剰余金を積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすべきである。

3. 中小企業の事業基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 中小企業は雇用の受け皿として重要な役割を担っており、中小企業の円滑な事業承継を促進する必要がある。制度化された事業承継税制が、後継者難に苦しむ中小企業に広く活用されるよう、株式と実質的に同一視できる株式信託について納税猶予制度の適用対象とする等の税制の充実を図るべきである。

また、事業承継を推進するため、①役員の退任及び5年間雇用8割以上維持の要件緩和をはじめ、②相続時精算課税制度における小規模宅地の特例の

適用、③贈与者の年齢要件の65歳から60歳への引下げ、④親族以外の者に対する事業承継に係る株式譲渡所得及び贈与税の軽減措置の適用、⑤担保付き事業用資産の評価額の一定割合の減額特例等の措置を講じるとともに、⑥適用対象資産（非上場株式、持分権のみ）の対象を拡大すべきである。さらに納税猶予については、5年間を経過すれば全額免除とするべきである。

なお、事業承継を妨げることになる相続税の課税強化はするべきでない。

- (2) 小規模会社が事業を行っている店舗や工場の敷地について、後継者が事業承継する際に、その土地の評価額について、一定割合の減額措置を講じることによって、相続税の負担を軽減する必要がある。
- (3) 印紙税については電子化の有無で課税に不公平感が生じている。経済取引のペーパーレスが進展している中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は、合理性や公平性の観点から早急に廃止すべきである。
- (4) 地方税法における少額資産は、10万円未満の資産を一時に損金算入でき、申告の対象外とすること等が認められている。これを国税の基準30万円未満の資産（中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）に統一することによって、税制の簡素化を図り、中小企業の申告負担の軽減を図るべきである。
- (5) 生産・製造工程などで動力源として使用される軽油に係る軽油引取税は、中小企業の経営に大きく影響することから、免税制度を恒久化することが必要である。
- (6) 本来、所得と欠損は通算するべきものであり、中小企業の欠損金の繰戻し還付期間を前3年程度に拡充する必要がある。また、欠損金の繰越控除期間は現在9年間の繰越しが可能となっているが、これを無期限化するべきである。
- (7) 同族会社の資金繰りや投資資金の確保を図るため、留保金課税制度を廃止すべきである。
- (8) 現状、事業再生において債権放棄を伴う場合、金融機関は直接債権放棄を行うのではなく、予め再生計画を作成した上で、再生ファンド等へ時価で売却した後、当該ファンドが債権放棄を行うのが一般的であり、再生ファンドが債権放棄を行う場合には、債務者側で「企業再生税制」の適用を受けられず、債務免除益が課税される恐れがあり、この段階で、事実上、企業再生を断念する場合がある。

したがって、再生ファンド等による債権放棄であっても、複数の金融機関が関与し作成される合理的な再生計画に基づくものについては、債務者側に「企業再生税制」の適用が認められるようにするべきである。

また、現状、経営者が保証債務の履行として行う資材提供は、譲渡益が非

課税であるのに対し、再生計画に基づく資材提供については、譲渡益課税が行われている。については、合理的な再生計画に基づき経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡についても、譲渡益を非課税とするべきである。

- (9) 有担保保証に係る中小企業者の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を促進するため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の軽減措置の適用期限を2年間延長する必要がある。
- (10) 中小法人の軽減税率の引下げに合わせて、個人事業者の負担を軽減するため、所得税を軽減するべきである。
- (11) 事業所税は、都市環境整備の財源確保のために設けられたものであるが、人口30万人以上の都市等が対象となっており、都市計画税も徴収される中、自治体間の公平性の観点から問題である。市町村合併に伴い新たに負担増となる地域中小企業の負担軽減を図る必要がある。
- (12) 利子税、延滞税は、現在の金利水準から見て高利率であり、資金繰りに苦しむ中小企業の負担軽減を図るため、利率の引下げ等の軽減措置を図るべきである。
- (13) 予想される大規模な災害に備え、災害発生時に迅速な対応ができるよう地域の産業再生に取り組む中央会及び商工組合等中小企業組合が行う事務所等の復旧・復興事業に係る寄附金については、指定寄付金とすべきである。

4. 消費税の引上げへの対応等

- (1) 消費税の5割強を納めている中小企業の円滑な価格転嫁や適正な価格表示の改定を図るため、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為等に関する監視・検査体制を強化するべきである。また、価格転嫁カルテルの容認、業種別価格転嫁ガイドラインの作成支援などの対策、企業向け広報、相談窓口の設置など消費税引上げに伴う転嫁対策を万全に行う必要がある。また、価格表示については、業種・業態により様々な意見があることから、現行の総額表示制度を変更して混乱のないように運用するとともに、「外税」（本体価格の表示を義務づける）を強く求める小売業者等の意見を十分踏まえて、税率引上げ時に更に弾力的な価格表示に係る対応を行う必要がある。
- (2) 平成22年度税制改正でも指摘されているとおり、消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重に負担をもたらすこととなるため、その解消が必要である。
- (3) 中小企業の申告事務負担の軽減を図るため、法人税申告納付に合わせ、消費税の申告及び納付期限を事業年度終了後の2カ月以内から3カ月以内に延長するべきである。

4. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度の見直しに当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう配慮すること。
2. 厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌健康保険の国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。
4. 厚生年金基金の損失やこれを補てんするための加入企業の負担が拡大することを防ぎ、中小企業が事業を継続できるよう、厚生年金基金の解散、これに伴う厚生年金代行部分の返済義務等について特段の措置を講じること。

【背景・理由】

1. 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮

社会保障制度は、国全体として考えなければならない大きな問題であり、医療・介護及び年金の各分野の抜本的な見直しを図り、負担増大を抑制するため、重点化・効率化・経費削減等を行う必要がある。

政府では、社会保障の安定財源確保を図る見地から消費税の引上げによる税制抜本改革の実施と合わせ、社会保障制度改革を実施することとしているが、社会保障制度の詳細内容の決定及びその財源措置については、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分な配慮が必要である。

2. 社会保険料の安易な引上げは反対

労使折半である厚生年金、健康保険料の引上げは、中小企業の福利厚生費の増大につながり、雇用の縮小や企業活力の維持・発展を阻害する要因である。厚生年金、健康保険料の安易な引上げを行うのではなく、年金、医療・介護にかかる支出費用を見直し、経費削減に努める必要がある。

3. 協会けんぽの財政安定のための支援

景気の低迷と医療費の増加傾向が続く中、協会けんぽの赤字体質は改善されておらず、保険料率がここ数年連続で引き上げられている。健保組合等との保険料率の格差は拡大し、中小企業の経営や雇用に大きな影響を及ぼしている。

安定的な財政運営による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及び従業員の負担増につながらないように、国庫補助率を健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げる必要がある。

特に、高齢者医療に関しては、保険者の経営努力など遥かに及ばない制度的な問題により、加入者・事業主の負担が増大していく構造になっているため、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直す必要がある。

4. 厚生年金基金の解散、厚生年金代行部分の返済義務等への特段の措置

厚生年金基金は、老齢厚生年金の報酬比例部分（加入時の給与及び賞与に応じて支給される部分）を国に代わって運営し、この代行部分に業界独自のプラスアルファ分を上乗せして退職者に年金を給付する企業年金の一つである。

いわゆるA I J問題を機に資産運用、財政運用の課題が顕在化し、基金の解散や、他の企業年金制度への移行などが検討され始めたが、基金の解散には、国に代行部分の積立金を返済する必要があり、不足分は基金に加わっている企業が穴埋めすることになるため、解散したくてもできない状況となっている。

基金の解散には、代議員会の4分の3以上の賛成及び厚生労働大臣の認可が必要になるため、国による解散命令を一定の要件で発動するなど、解散要件を緩和する必要がある。

また、代行部分の返済に当たっては、分割返済の期間を長くする、経営状況によっては一時的に猶予するといった特段の措置を講じる必要がある。

5. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

【要望事項】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し
 - (1) 男女雇用機会均等法令の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
 - (2) パートタイム労働法令の見直しに当たっては、中小企業のパートタイム労働者の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
 - (3) 労働基準法改正による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が当面猶予されているところであるが、法施行3年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。
2. 障害者雇用促進法の見直しと中小企業支援策等の充実
 - (1) 精神障害者の雇用の義務化に伴う法定雇用率の引上げに当たっては、中小企業の実情に十分配慮すること。
 - (2) 障害者雇用にかかる「合理的な配慮」が中小企業事業主にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。
 - (3) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。
3. 最低賃金の設定については、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で行うこと。特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。
4. 雇用保険制度の機能強化
 - (1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。
 - (2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。
5. 中小企業の若手人材確保・育成・定着のため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の予算・事業実施団体数を拡充すること。
6. 国による職業訓練機能の充実・強化
 - (1) 雇用吸収力のある分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。
 - (2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。
7. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
 - (2) 少子化対策並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。
 - (3) 改正育児・介護休業法の完全施行に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。
 - (4) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援を行うこと。
8. キャリア教育・職業教育の実施に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うとともに、関係省庁が一体となって教育機関と中小企業の連携を推進すること。
9. 外国人技能実習制度の適正な見直し
- (1) 外国人技能実習制度について、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。
 - (2) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。

【背景・理由】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し

(1) 男女雇用機会均等法令の見直し

平成19年4月1日に「改正男女雇用機会均等法」が施行されたが、同改正法の附則第5条において、施行5年後の見直し規定があり、その検討時期が近付いている。男女雇用機会均等法令の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて慎重に検討する必要がある。

(2) パートタイム労働法令の見直し

労働政策審議会では、パートタイム労働法令の見直しについて議論されているが、中小企業におけるパートタイム労働者の多様な就業実態及び雇用管理の実態や中小企業からの意見を踏まえて慎重に検討する必要がある。

(3) 労働基準法改正の見直し

平成22年4月1日に施行された改正労働基準法では、時間外労働の割増賃金率の引上げ（1カ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引上げられ、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予し、中小企業については施行から3年経過後に再検討）がなされた。再検討の時期が近づいているが、労働基準法の見直しに当たって

は、中小企業の実情を十分に配慮し、検討する必要がある。

2. 障害者雇用促進法の見直しと中小企業支援策等の充実

(1) 精神障害者の雇用義務化に伴う法定雇用率の引上げに当たっての中小企業への配慮

障害者雇用促進法の障害者の対象に精神障害者を加えることについては、一定の理解は示すものの、それに伴う法定雇用率の引上げについては一定期間配慮すること。平成25年4月1日より障害者雇用の法定雇用率が2.0に引き上げられることとなっていることから、法定雇用率を更に引き上げることにについては、障害者を雇い入れる中小企業にとっては急激な雇用率のアップに対応できない側面が多い。

(2) 「合理的な配慮」の中小企業事業主への配慮

労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における「合理的な配慮」の提供を義務づけることについては理解できるが、雇用される障害者の障害の内容や職場の状況に応じて、多様かつ個別性が高い。

そのため、法律においては、その概念や枠組みを定めるに止め、具体的な中身はガイドラインなどで定めるべきである。

なお、これら法令改正に当たっては、中小企業の職場環境、経営実態等を十分に配慮した上で検討する必要がある。

(3) 障害者雇用を行う中小企業への配慮

積極的な障害者雇用を行う中小企業に対して、より一層の障害者雇用につながる助成措置や金融・税制での優遇措置の充実を図るとともに、官公庁の入札における評価など支援策、仕組み作りの充実を行う必要がある。

3. 中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力に配慮し、中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえて検討するべきであり、過度の最低賃金の引上げは行うべきではない。

地域別最低賃金制度が全国的に整備・適用されている今日では、これに屋上屋を架する特定最低賃金は早期に廃止するべきである。

4. 雇用保険制度の機能強化

(1) 雇用保険法本則どおりの国庫負担

雇用保険の国庫負担割合は、本来の負担額（雇用保険法の本則25%）の55%である13.75%の暫定措置が引き続き継続している。平成22年の雇用保険法改正時に「平成23年度において、安定した財源を確保

した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止する」とされているものの、現在に至っても財源確保が困難との理由で暫定措置が廃止されていない。

雇用における国の責任を明確にするとともに安定財源を確保する観点から、本則どおり原則4分の1に復帰させる必要がある。

(2) 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し

事業主の負担する雇用保険を財源とする雇用保険二事業は、特に、雇用調整助成金等が中小企業の雇用の安定を図る上で重要なセーフティネットとなっている。一方、財政状況は改善の方向にあるものの未だ危機的状況にあり、これまでのPDCAサイクルによる目標管理を徹底強化することはもとより、事業費全体の絞り込みを図る必要がある。

5. 「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の拡充

「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」は、大学等の教育機関等との連携の下、①学生への中小企業の魅力発信、②学生・若年者と中小企業のマッチング、③中小企業の人材定着支援の三つの事業を行うもので、現在、26の中小企業団体・経済団体が実施している。

「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」は、中小企業への新規学卒者の就業支援、中小企業における人材定着支援の見地から重要であり、全国各地域で実施されるよう事業予算の拡大、事業実施団体を拡充する必要がある。

6. 国による職業訓練機能の充実・強化

職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策であり、国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国津々浦々、安定的・持続的な実施が必要である。今後とも、職業訓練機能の根幹部分は国が維持し、更なる充実・強化を図る必要がある。

また、労働者の技能程度を検定し、これを公証する国家検定制度である技能検定制度は、労働者の技能の向上、雇用の安定、社会的地位の向上に重要な役割を果たすものである。したがって、ものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を行うために、技能検定制度の充実が必要である。

7. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進

中小企業がより積極的にワーク・ライフ・バランスを推進できるよう、更なる制度の周知や助成金制度の拡充を図る必要がある。また、現在取り組んでいる企業に対しては、継続的に取り組めるよう更なる税制・金融面での優遇措置等を講じる必要がある。

(2) 少子化対策並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化

「次世代育成支援対策推進センター」を中小企業における子育て支援を推進する地域の拠点として積極的に活用するため、同センターの支援強化と中小企業に対する更なる支援策（税制・金融・入札・助成金）の充実を図る必要がある。

(3) 中小企業への改正育児・介護休業法の周知徹底

改正育児・介護休業法は、平成22年6月より段階的に施行されてきたが、平成24年7月には従業員100人以下の中小企業にも適用されたことから、適正な制度運用を行うための周知を継続して行うとともに、中小企業の実情に十分な配慮が必要である。

(4) 共同保育施設への助成・支援

中小企業の従業員の子育てを支援する観点から、職場における保育施設の整備が重要である。中小企業が共同で設置する保育施設について、積極的な助成・支援策を講じる必要がある。

8. キャリア教育・職業教育の推進

キャリア教育を充実していくためには、①幼児期から高等教育まで発達段階に応じた体系的教育の実施、②様々な教育活動を通じた人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力等の基礎的・汎用的能力を中心に育成することが必要である。職業教育については、①実践的な職業教育の充実、②職業教育の意義を再評価することが求められている。

これらキャリア教育・職業教育の実施に当たっては、学校教育の各課程において体系的に教育を行うとともに、文部科学省、経済産業省、厚生労働省などの関係省庁が一体となって、教育機関と中小企業が連携して実施するキャリア教育・職業教育の事業活動に対して支援・推進する必要がある。

9. 外国人技能実習制度の適正な見直し

(1) 外国人技能実習生の受入れ対象業種・受入れ人数枠の拡大

外国人技能実習制度は、技能実習生に我が国技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。このため、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大すべきである。

(2) 雇用保険及び厚生年金の特例措置の創設

外国人技能実習生は最大3年間の滞在が許可され、雇用保険及び厚生年

金の加入が義務づけられている。外国人技能実習生は、帰国時には厚生年金の脱退一時金を受け取ることが可能だが、その額は不十分で直接年金とは結びつかない。また、雇用保険の失業等受給が事実上不可能となっている。そのため、外国人技能実習生の雇用保険及び厚生年金の加入については特例措置を設けるべきである。

6. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化

【要望事項】

1. 公正な競争環境の整備

- (1) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (2) 差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
- (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。
- (4) 下請取引適正化の強化及び不公正な取引方法に対する規制強化を行うこと。
- (5) 審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期成立を図ること。また、公正取引委員会が行う「行政調査」の手続きにおいて、事業者の権利を保障する法的措置を講じること。

2. 官公需対策の強化

- (1) 競り下げ方式の本格導入は絶対に行わないこと。
- (2) 国等は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業向け官公需発注目標金額及び目標割合を上回るよう契約実績を確保すること。
- (3) 官公需適格組合制度の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用を推進し、官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。また、地方自治体においても国と同様に総合点数の算定方法に関する特例の導入を推進し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。
- (4) 公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにすること。地域の建設、設置工事等については、リサイクル製品の活用や分離・分割発注が行われるよう努めるとともに一括調達を行う場合には、適切な調達品目の分類化を行い、地域中小企業が十分対応できるよう特段の配慮を行うこと。

【背景・理由】

1. 公正な競争環境の整備

- (1) 優越的地位の濫用・不当廉売・不当表示等への対処

平成21年に公正取引委員会に「優越的地位濫用事件タスクフォース」が

設置されて以降、優越的地位の濫用行為に係る「注意」件数は大幅に増加しているものの、量販店などによる「協賛金等の負担の要請」、「従業員等の派遣の要請」、「購入・利用強制」などの不当行為はあとを絶たない。中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売は、「注意」を受けたにもかかわらず、同じ事業者によって繰り返されることも多いことから、「注意」に該当する行為を繰り返す場合は、より重い処分を行うなど一層積極的に対処する必要がある。

さらに、不当な表示及び過大な景品類の提供行為に対しては、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処する必要がある。

(2) 差別対価に関する運用指針の作成

改正独占禁止法により課徴金の対象となった行為類型の中で、「差別対価」については未だ運用指針が示されていないため、早急に作成し厳正に適用する必要がある。

また、家電製品については「中小小売店の仕入価格」より「量販店の販売価格」の方が安くなっていたり、石油製品については「系列販売店の仕入価格」より「無印販売店の販売価格」の方が極端に安くなっているような状況が見られる。このような事態は中小小売店の存在自体を脅かすものであり、取引数量の違いなどコスト差に基づく対価の違いとして片づけることはできない。

このため、巨大化する大手スーパー・量販店の価格政策が中小小売店の存在を脅かすことのないよう、建値（標準卸売価格）やリベートのあり方を含めて適正な競争ルールを確立する必要がある。

(3) 公正な競争を確保する業種別ガイドラインの作成

業種ごとの取引実態を踏まえた「不当廉売、差別対価等への対応について」の業種別ガイドラインは、不公正な取引方法に該当する場合は明示しており、違反行為の抑止効果をもっている。特に、不公正な取引による影響が顕著に見られる「醤油、味噌、豆腐等の日配品製造」、「米穀卸売」、「牛乳販売」などの業種については新たにガイドラインを作成する必要がある。

さらに、「醤油、味噌、豆腐等の日配品製造」、「米穀卸売」などの優越的地位の濫用が著しい業種については、新たに「優越的地位の濫用」の業種別ガイドラインを作成し、公正な競争を確保する必要がある。

(4) 下請取引適正化の強化及び不公正な取引方法に対する規制強化

中小企業に不当な不利益を及ぼす不公正取引に対し、独占禁止法の「厳格な運用」を図り遵守させる必要がある。また、下請取引の適正化のため、下請事業者の自立化に向けた助言を行う相談体制を強化するとともに、「下請ガイドライン」の業種拡大と周知徹底を図り、下請取引適正化を実効あるも

のとする。

さらに、「下請中小企業振興法」については、下請中小企業の潜在力や生産性を高めるため、地域に根ざした中小企業同士の横の連携の推進及び集積活性化のための支援を創設する必要がある。

(5) 独占禁止法改正法案の早期成立と事業者の権利保障のための法的整備

平成22年に独占禁止法改正案が国会に提出されたものの、今年度の通常国会でも審議がなされずに継続審議となった。この法案は、課徴金等の措置を受けた事業者が、裁判所に対して直接救済を求めることができるよう改正するものであり、早期に成立させるべきである。

また、現行制度では、公正取引委員会による立入調査及び取調べを受けた場合、取調べの最中にメモを取ることは運用として認められていないなど取り調べられる側の権利保護が十分でない。とりわけ、法務部等法的な専門部署を持たない中小企業にとっては大きな負担となり、深刻な問題が生じている。公正取引委員会が行う立入調査について、取調べを受ける事業者の権利を適切に保障する法的措置を講じる必要がある。

2. 官公需対策の強化

(1) 競り下げ方式の本格導入反対

物品や資材の政府調達に際し、インターネット上で何度も入札できる「競り下げ方式（リバースオークション）」は、低価格競争を助長し、中小企業者の事業環境に悪影響を及ぼすだけでなく、官公需関係組合の存在を揺るがす大きな問題である。競り下げ方式の本格導入には絶対反対である。

(2) 中小企業向け契約金額の大幅増額

国等は、平成24年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業向け契約の目標金額を約3兆8,312億円、目標比率を過去最高の56.3%とすることを閣議決定した。国等は、震災の復旧・復興に向けて、その目標を超えるよう取り組む必要がある。

また、地域の雇用情勢にかんがみ、公共調達における中小企業の活用を重視し、官公需に占める中小企業向け契約金額を大幅に増やす必要がある。

(3) 官公需適格組合の受注機会の増大

官公需適格組合は、官公需の共同受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明している組合であることから、法令で認められている随意契約制度を積極的に活用するなどにより、官公需適格組合の受注機会の増大を図る必要がある。官公需適格組合の入札参加資格の登録に当たって、国においては、組合員の実績を合算して組合実績とする「総合点数算定特例制度」の一層の活用を図るとともに、地方公共団体においても同様の制度の導入を推進

し、組合を適正に評価し、官公需適格組合の受注機会の増大を図る必要がある。

(4) 公共調達における公正な競争の確保

官公庁の入札に際して、人件費率が高い役務契約をはじめとして、著しい低価格による落札が行われている。採算性を度外視した低価格入札は「不当廉売」とも言えるものであり、低入札価格調査制度の積極的かつ適切な運用によって改善する必要がある。

また、地域の建設、設備工事等については、リサイクル製品の普及や分離・分割して発注が行われるよう一層努める必要がある。

さらに、一括調達を行う場合には、適切な調達品目の分類化を行い、地域中小企業が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定等に配慮する必要がある。

7. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

【要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 地域商店街活性化法による支援、「中小商業活力向上事業」及び「地域商業再生事業」を拡充すること。
- (2) 中心市街地における商業等の活性化支援を継続・強化すること。
- (3) 中小商業者等が行う買い物弱者の生活利便性の向上や災害・防災などの取組みに対する支援を強化すること。
- (4) 商店街等の空き店舗対策として起業や第二創業に対する支援等を充実させるとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
- (5) 商店街等が負担する公共性の高い共同施設（アーケード等）の撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。更に共同施設設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
- (6) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置を促進すること。

2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- (1) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
- (2) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (3) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
- (4) CO₂の削減、節電、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

【背景・理由】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 現在、地域コミュニティを担う商店街等を活性化するために制定された「地域商店街活性化法」による各種支援や「中小商業活力向上事業」、「地

域商業再生事業」が実施されているが、商店街等の極めて厳しい財政状況にかんがみ、更なる事業の活用を促進するため、補助率の引上げを含めて予算の拡充や補助事業等に係る申請手続きの簡素化などが必要である。

(2) 中心市街地活性化のためのハード・ソフトにわたる各種の取組みを支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」は省庁版事業仕分けにおいて「廃止」の判定となったが、コンパクトシティの推進や中心市街地の活性化に寄与しているものであり、支援を維持・継続する必要がある。

(3) 流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な地域が発生していることから、これら買い物弱者の日常生活の利便性を向上させるために、中小事業者等が取り組む宅配・移動販売等に対して支援を強化する必要がある。

また、地域商店街並びに中小小売・サービス業は、災害発生直後から地域住民の買い物の場として、警戒避難区域から避難してきた住民への情報提供など地域コミュニティの場として重要な役割を地域で担っていることから、アーケードや共同店舗等の共同施設・設備の耐震強化、大規模災害被災後の速やかな事業再開、大規模災害被災を想定したBCPの作成、災害を想定した太陽電池や発電機設置等の自立型設備導入など、災害に強い商店街・共同店舗づくりへの支援を強化する必要がある。

(4) 商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街等の空き店舗対策として、商店街等内での起業（出店）や第二創業を促進させる支援等の充実や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度の創設、商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）については、撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を創設するとともに、資金の借入れの際の個人保証の免除の弾力的運用も必要である。

また、中心市街地に都市機能を集約させるために、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置が必要である。

2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

(1) 平成18年にまちづくり三法の見直しが行われ、コンパクトで賑わいあふれるまちづくりを推進しているが、現実には、法の見直し後も大規模小売店舗の郊外出店は止まることがなく、コンパクトなまちづくりを推進するという政策目的の実現にはほど遠い状況である。

さらに、大規模小売店舗の立地については、現行の地区計画による用途変更等でも可能であり、一律に立地規制を緩和する必要はないことなどが

ら、都市計画法の大規模集客施設に対する立地規制の緩和については反対である。

- (2) 大規模集客施設の出退店は地域に大きな影響を及ぼすため、地域が一体となって新しいまちづくりを進めていくには、地方公共団体が大規模集客施設の立地について適正に規制する必要がある。
- (3) 大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、未だ各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献や商店街への加入を促進する条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。
- (4) 大型店や大資本チェーン店の営業休日の減少や長時間営業は、CO₂の削減や節電、ワーク・ライフ・バランスの推進に反する側面を持つものであり、深夜営業による犯罪の未然防止の観点からも、自粛を指導していく必要がある。

8. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

【要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と小売業を一体として振興・育成すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4) 中小運輸業の健全で安定した経営実現のための支援と合わせて、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 中小観光業による交流人口の増加やホスピタリティ向上等への取組みに対して積極的に支援すること。

【背景・理由】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小卸売業及び卸商業団地は、流通構造の激変により極めて厳しい経営・運営を余儀なくされている。これらの変化に的確に対応するためには、広域化、品揃え形成能力の強化、物流機能の強化、情報システム化、リテール・サポートなどの経営課題に取り組むことと合わせて、卸売業と小売業が一体となって事業を展開することも有効である。そこで、卸売業と小売業を一体として振興・育成するために、中小商業振興法（仮称）を制定することが必要である。
- (2) 卸商業団地内の組合員が業態変更を行う場合、流通業務市街地整備法においては当該地区には流通施設しか設置できないため、組合員が業態変更や事業多角化をしても営業が続けられるよう、さらに、卸商業団地を核としたまちづくりの観点から商業施設や住居施設等の誘致を促進するため、流通業務市街地整備法の緩和が必要である。

都市計画法の業務地区の指定についても、同様の理由に加えて脱退した

組合員の跡地に新規企業を誘致するに際して卸売業だけでは埋まらない現状にあることから、都市機能の中心市街地への集約を十分に考慮しつつ、一定の緩和が必要である。

以前から、倒産・廃業等による組合員の脱退により卸商業団地内に空き店舗が増えてきているが、団地機能の向上や資産の有効活用を図るための支援として、低利融資制度や補助事業の創設等の支援が必要である。その際、個人保証の免除や申請手続きの簡素化など利用しやすくする必要がる。

(3) 中小企業は資金的・人的に余裕がないため、駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機など、大企業のような対応は難しい。このため、市街地や商店街等の交通量と積み卸し業務が多い地区においては、駐車違反の回避と安全作業の確保のため、積み卸し業務が可能な物流バリアフリーの駐車スペースを確保するための対策を講じる必要がある。

(4) 中小運輸業は、景気低迷による物量の減少、荷主からの値下げ要求、燃料価格の高騰等により、依然厳しい経営環境に置かれている。中小運輸業が健全で安定した経営を実現するためには、燃料に係る税率の見直しや低燃費車の導入支援などが必要である。

また、高速道路の整備と利用については、財源の確保と国民の適正な負担とともに、物流を担う中小運輸業の負担軽減の観点から、整合性ある政策を実施することが必要である。

2. 中小サービス業対策の強化

(1) 我が国サービス業の99%以上を占める中小サービス業の一層の発展のためには、若手を含む人材育成、金融・税制の整備などサービス業一般を対象にした支援のほか、サービス業の業種別組合・団体を活用したきめ細かな業種別振興対策が必要であり有効である。

(2) 温泉旅館ホテルなど観光関連業界は、地震・津波による被災と自粛モード、更には風評被害による利用客の激減により、甚大な影響を被っている。観光関連業界の振興は地域経済の活性化や雇用機会の増大にもつながり、地域経済への波及効果は大きいことから、国内外からの交流人口の増加に向けた情報発信やイベント誘致、ホテル・旅館のホスピタリティ向上のための施設整備や接客研修などソフト・ハード両面の取組みに対して積極的な支援が必要である。

Ⅱ. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

1. 被災中小企業・組合等の復旧の継続支援の拡充

【要望事項】

1. 復興予算を拡充強化し、迅速に執行すること。復興工事の停滞を避けるため、国・県・市町村における発注時期の平準化を図ること。
2. 事業再生・継続に向けた万全な資金繰り等に対する総合的かつ継続的に万全な支援を行うこと。
 - (1) 事業再建や風評被害等の二次的被害への対応に向けた十分な賠償金の支払いと資金繰りに万全を期すこと。
 - (2) 産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の両機構が、被災者のリースを含めた既存債務を可能な限り買い取ることができるよう支援を拡充すること。
 - (3) 中小企業等グループの施設の復旧・復興に係る整備に十分な予算支援措置及び事業の繰越し等柔軟な補助金運用を行うこと。また、小規模事業者が活用しやすくなるよう、補助要件を緩和した「小規模企業グループ補助金」を創設すること。
3. 土地の有効活用と小規模事業者の集団化・集約化を図り、加工と物流が一体となった水産加工団地など本格的な事業再建に向けた事前調査、専門家派遣等に対する支援を強化すること。
4. 中小企業組合等が行う防災・減災のための取組みに対する助成措置を講じること。

【背景・理由】

1. 復興予算の拡充と迅速な対策の実行

大量の瓦礫処理、事業用地の整備等様々な要因が復興の足かせとなっている。補助事業の繰越しを心配するために支援の申請を見送るケースがあることから、復興予算を一層拡充するとともに迅速に執行を行い、スピード感ある対策を行う必要がある。資材・人件費等の高騰が復興工事の進捗に影響がないよう、国・県・市町村等の発注者は発注時期の平準化を図るべきである。

2. 事業再生に向けた万全な資金繰り等に対する継続的な支援

(1) 資金繰り対策

原発事故の直接被害のみならず風評、間接被害に苦しむ中小企業の立場に立って、十分な補償金の支払いと万全な資金繰り対策を継続するべきである。特に、平成25年3月をもって中小企業金融円滑化法が廃止されることから、被災地中小企業に対しては、数年間の利子補給等新たに特別な政策的資金を投入するなど、引き続き、事業再生・継続に向けた万全な金融支援を行うべきである。

(2) 二重ローン対策

二重ローン問題の解消に向けた産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の両機構による債権買取が低調である。中小企業にとって、多重な債務を抱えたままの事業再開は極めて困難であることから、既存債務（リース債務を含む）を可能な限り買い取ることができるよう支援内容を拡充する必要がある。

(3) 中小企業等復旧復興支援補助

原発事故による被害が甚大かつ広範であるため、被災地の組合や中小企業等グループは、十分な活動ができないことに加え、施設の復旧に向けた自己資金の調達など新たな負担が増えている。中小企業等グループの施設等の復旧・復興に係る整備への継続的な支援措置が必要である。

また、本補助事業の実施に当たっては、沿岸被災地の土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備に相当な時間を要し、事業者によっては復旧工事等の時期が伸びていることから、事業の繰越しができるよう柔軟な運用を行うべきである。

さらに、商店街や町工場等の小規模事業者にとっては、補助要件が厳しいことから、新たに「小規模企業グループ補助金」を追加する必要がある。

3. 被災地の産業復興に向けた水産加工団地等の設立支援の強化

被災地の経済を立て直していくためには、地元での雇用を増やし、地場産業、特に、水産業、ものづくり、地域商業が主役となって産業復興を進めていく必要がある。そのためには、漁業と加工・物流までの一体的な施設を集約化した水産加工団地、最新のドックを併設する造船団地、仮設店舗等からの本格的復興に取り組む小売商業団地居住地区の働く場となるものづくり団地、再生可能エネルギーや先端医療等の技術研究開発団地等の設立に向けた支援が必要である。

これらの団地組合等の設立等には、地域づくりの観点が必要となることから、事前調査、専門家の派遣・活用などに対する支援を拡充する必要がある。

4. 防災、事業継続の拠点となる中小企業組合への助成

東日本大震災の被災地等において、多くの中小企業組合が献身的な活動を行った。瓦礫等障害物の除去を支援した建設、土木、自動車整備、清掃、リサイクル、レッカー等の組合、消火支援として水の運搬を行った生コン等の組合、応急・復旧工事を行った電気工事、管工事、ガス工事、塗装等の組合、帰宅困難者、避難者を受け入れた石油商業、旅館等の組合、食料品・薬等の供給・運送支援を行った軽自動車運送、トラック等の組合、生活物資の提供に至っては数え切れないほど多くの組合が支援を行った。

地方自治体と緊急物資の提供等の防災協定を提携している組合は、全国中央会が平成24年8月現在把握しているだけでも約500組合ある。これら組合は、地域間の支援網を全国各地に張り巡らせて、自治体等とともに緊急物資の相互調達や緊急出動に向けた人材の維持・育成など広域的な地域間の共助による地域づくりに努めている。広域的な地域活性化を図るため、国土交通省等が進めている災害に強い国土・地域づくりに向けた政策推進に当たっては、組合を中心的な支援対象として位置づけ、組合に対する助成措置を講じる必要がある。

2. 原発事故の早期収束

【要望事項】

徹底した除染対策、風評被害対策、早期の瓦礫撤去等に対する実効ある継続的な支援を速やかに行うこと。

- (1) 土壌・農地・森林等の放射性物質の除染及び汚染された瓦礫などの最終処分を迅速かつ着実に進めるための支援策、風評被害対策等を更に強化し、加速的に実施すること。危険物の処理は、国が責任を持って処理すること。
- (2) 大量の発生した瓦礫については、再生できる物を選別する処理施設を建設するなど瓦礫撤去と地域活性化とを絡めた推進策を講じること。
- (3) 復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化、産業復興企業立地支援及び高速料金の割引措置の追加等に対する十分な予算措置を講じること。

【背景・理由】

福島県の復興なくして、日本の再生はありえない。福島第一原発事故から1年7月以上が経過したが、未だに事故収束の目処は立っていない。徹底した除染対策、風評被害対策、早期の瓦礫撤去等に対する継続的な支援を全力で行うべきである。

(1) 徹底した除染対策と風評被害対策

国は、土壌・農地・森林などの放射性物質の除染及び汚染された瓦礫や土壌などの最終処分について、国の責任のもとに全力を傾注してあらゆる支援を迅速かつ着実に進め、福島の実地・安心を早急に取り戻し、一刻も早く事故の収束を図るべきである。原子炉の状況や放射能の情勢について、きめ細かなモニタリング調査を実施し、迅速かつ的確な情報公開を行うなど、国民の不安や不信を払拭し、放射能を敬遠する買い控えや観光産業等に対する風評被害を払拭するべきである。

災害廃棄物の対象外となっているLPGボンベ等の危険物の処理に当たっては、国が処理費用の予算措置を講じるなど責任を持って処理すること。

(2) 早期の瓦礫撤去

瓦礫の量が極めて多く、処理が円滑に進んでいない。瓦礫処理については、再生できる物を選別する処理施設を建設するなど、地域の雇用創出の促進を図るため、瓦礫撤去と地域活性化とを絡めた推進策を強力に講じる必要がある。国は、瓦礫処理を受け入れる地方公共団体等に対して、財政支援等の支援策を強化するべきである。

(3) 原発事故からの復興に向けた具体化と実効ある予算の拡充

復興特区制度の活用により復旧・復興が行われているが、原発事故による被害が甚大かつ広域である。

そのため、①復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化とそのため
の十分な予算措置、②産業復興企業立地補助金の予算措置の大幅な増額と広域
的対応、③高速料金の割引措置の追加等が必要である。

Ⅲ. 組合等連携組織対策の強化

1. 組合組織の位置づけの強化

【要望事項】

1. 中小企業基本法において組合組織の位置づけを強化すること。
特に、小規模企業政策の見直しに当たっては、連携・組織化の重要性に焦点を当てた政策を推進すること。
2. 中小企業組合の設立要件を緩和するなど中小企業組合法を改正すること。

【背景・理由】

1. 中小企業政策における組合組織の位置づけの明確化

中小企業基本法が平成11年に改正され、個別企業に焦点を当てたものとなり、組合等連携対策の位置づけが弱い。中小企業組合は、全国に約4万組合あり、組合に所属する企業は300万社に上る。日本の産業構造の基盤として重要な役割を担っていることにかんがみ、中小企業政策において組合組織の位置づけを強化するべきである。

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会において、中小・小規模企業の具体的な制度改革を目指した審議が行われている。

日本経済の活力の源泉である中小企業政策の見直しに当たっては、中小企業者の範囲及び定義の精緻化、組合等連携組織及び地域における取引ネットワーク組織の強化、企業組合等協働による創業組織等の強化を図るよう中小企業基本法及び中小企業関連立法の改正を行う必要がある。

2. 組合設立要件の緩和等中小企業組合法の規制緩和に向けた見直し

地域の雇用創出に向けて、若年層、女性層の少人数のボランティアが地域資源を活用した特産品を開発・販売する企業組合や小規模事業者組合が各地で設立されている。中小企業等協同組合法第24条に定める4人以上必要とする発起人要件等の設立要件を緩和するなど規制緩和を図るべきである。

また、員外利用の制限緩和、決算関係書類等の監事の監査期間の短縮、共済金額の引上げ等について全国中央会の委員会等における検討を踏まえて、組合制度がより活用しやすくなるよう改善を図る必要がある。

2. 中央会の組合等連携組織対策予算の拡充

【要望事項】

1. 中小企業等協同組合法第74条に規定された都道府県中央会の事業を毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策事業を強化すること。
2. 起業支援、海外展開、財務等高度な知識をサポートするプラットフォームの法的措置を講じるなどの整備を図るとともに、組合事務局及び中央会指導員の専門性を高めるための支援を行うこと。
3. 中小企業等が共同で行うBCP（事業継続計画）策定及び実現化に対して支援を行うこと。

【背景・理由】

1. 中小企業連携組織対策事業の拡充強化

中小企業団体中央会は、組合等連携組織を通じて中小企業の経営基盤の強化を図るため、国の中小企業施策の中心を担ってきた。しかしながら、中央会の事業活動の根幹となる中小企業連携組織対策事業予算については、三位一体改革により、都道府県向けの国庫補助金が廃止され、都道府県に税源移譲されたことにより、平成18年より全て都道府県の裁量に委ねられている。中央会が、中小企業等協同組合法第74条に規定された都道府県中央会の事業（組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡等）を毎年度確実に遂行し、組合等連携組織を通じた中小企業振興を継続して実効あるものにするためにも、都道府県は、組合等連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講じるべきである。

特に、団地組合等における共同受配電や太陽光発電施設の設置、組合が行う情報ネットワークシステムの構築や情報セキュリティ対策、環境マネジメント（エコアクション21の取得等）の構築など環境・エネルギー、安全・安心等課題解決に向けた取組みに対する助成措置の強化を図るべきである。

組合等連携組織対策は、地方自治が担うことは勿論であるが、基本的な政策は、国と自治体が一体となって推進されるよう、予算算出のあり方等を検討するべきである。

2. 知識サポート・経営改革プラットフォームの整備と中央会のコーディネート機能強化

創業・起業、販路開拓、国際化、財務基盤の強化を図っていくためには、専

専門家による高度で生きた知識サポートが必要である。ITの活用と経営の現場における膝詰めの相談を行う「知識サポート・経営改革プラットフォーム」を法的に整備する必要がある。

中小企業支援ネットワークの一翼を担う中央会が、専門家の参画を得て中小企業のニーズに的確に対応できるよう、大学や研究機関等とのコーディネート力の強化、財務会計、労務、IT等の専門知識の習得など中央会指導員の現場力向上に向けた支援を拡充する必要がある。

また、組合の共同事業の活性化を図るためには、事務局の資質向上が不可欠である。中小企業組合士のスキルアップを図るとともに、制度の普及・活用に向けた措置を講じる必要がある。

3. 中小企業組合等団体BCP（事業継続計画）策定支援

中小企業が災害等の被害から速やかに事業継続が行えるよう食料・燃料・原材料部品等の共同備蓄や代替生産等を実現するためには、組合をはじめ他社と協調した中小企業が共同でBCPを策定していくことが効率的である。

このため、生産管理、代替要員資金調達、得意先への納入コスト、労務・法務対策など多面的な検討が必要となることから、専門家の活用、説明会・セミナーの開催等に係る費用に対する支援を行うべきである。

また、策定したBCPの実現化のために要する設備投資等に対する助成措置を講じる必要がある。